明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通一〇四）　一

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務三八一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三八二）
○保安林の指定をする件（農林水産二二五九～二二六六）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同二二六七）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一三二六）　六
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（同一三二七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三二八、一三二九）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二九八～三〇一）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二〇～一二三）　八

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　法務　公証人任免　諸事項　九

〔人事異動〕

官庁　九

〔官庁報告〕

押収物還付、有権者申出方、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧関係　九

裁判所　九

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　三〇

〔公　告〕

省令

○国土交通省令第百四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際刑事課の所掌事務） **第十九条**　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。 イ　（略） ロ　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号） ハ～ヲ　（略） 二～六　（略） （国際刑事課の所掌事務） **第八十一条の三**　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。 イ　（略） ロ　大麻草の栽培の規制に関する法律 ハ～ヲ　（略） 二～六　（略）	（国際刑事課の所掌事務） **第十九条**　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。 イ　（略） ロ　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号） ハ～ヲ　（略） 二～六　（略） （国際刑事課の所掌事務） **第八十一条の三**　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。 イ　（略） ロ　大麻取締法 ハ～ヲ　（略） 二～六　（略）

附　則

この省令は、令和六年十二月十二日から施行する。